



平成 25 年 3 月 22 日

各 位

会社名 市光工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 オードバディ アリ
(コード: 7244、東証第1部)
問合せ先 経営企画室長 新宅 大器
(TEL 0463-96-1442)

公正取引委員会からの課徴金納付命令について

当社は、平成 24 年 3 月 13 日、公正取引委員会より、自動車用ランプ取引に関し独占禁止法違反の疑いがあるとして立入検査を受け、その後引き続き行われた当局による調査に全面的に協力をしてまいりましたが、本日、公正取引委員会から下記内容の課徴金納付命令を受けましたのでお知らせ致します。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止めるとともに、コンプライアンスの一層の徹底と再発防止に取り組み、信頼回復に全力で努めてまいります。

本件につきましては、お取引様、株主様ならびに関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

記

1. 課徴金納付命令の概要

自動車用ランプ取引に関し、独占禁止法第 3 条(不当な取引制限の禁止)違反行為があったとして、以下の課徴金の納付命令を受けました。

- ・ 納付すべき課徴金の金額: 12 億 5,010 万円
- ・ 納付すべき期限 : 平成 25 年 6 月 24 日

2. 役員報酬の返上について

本件の重大性を考慮し、経営として深い反省を込め、経営会議構成員全員(取締役社長および常務執行役員以上の執行役員)は、月額報酬の 10%を 1 ヶ月、返上することといたしました。

3. 今後の対応

命令を厳粛に受け止め、内容を精査した上、対応を慎重に検討してまいります。

4. 業績に与える影響

平成 25 年 3 月期 第 4 四半期会計期間において、当該課徴金納付額を、特別損失として計上いたします。詳細につきましては、平成 25 年 3 月 22 日付の開示資料「通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上